

諸外国における犯罪収益等の没収等に関する 法制の概要

諸外国における犯罪収益として没収可能な財産の概要

	概要
アメリカ (連邦) (※1)	没収の規定は個別の犯罪ごとに設けられており、代表的な没収規定においては、刑事没収が可能な財産の種類を「あらゆる財産」(any property)などと規定した上で、これに含まれるものを例示するなどしており、財産の種類による限定はなされていない。
	<p>合衆国法典第21編 第853条(刑事没収): 連邦法上の薬物犯罪に関する規定</p> <p>(a) 刑事没収に服する財産 本節又は第2節に違反して1年以上の拘禁刑に処せられた者は、州法の規定にかかわらず、次に掲げるものを合衆国により没収される。 (1) 当該違反の結果として、直接若しくは間接にその者が取得したあらゆる収益で構成されている、又はそれに由来するあらゆる財産(any property) (2)・(3) (略)</p> <p>(b) 「財産」という用語の意味 本条に基づく刑事没収の対象となる財産には、以下のものが含まれる。 (1) 不動産(土地に生育し、土地に固定され、及び土地にあるものを含む。)、並びに (2) 有形及び無形の人的財産(権利、特権、利益、請求権、及び有価証券を含む。)</p>
	<p>合衆国法典第18編 第982条(刑事没収): 連邦法上のマネー・ローンダリング罪等に関する規定</p> <p>(a) (1) 裁判所は、本編第1956条、第1957条又は第1960条に違反する犯罪について有罪とされた者に刑を科するときは、不動産(real property)であれ人的財産(personal property)であれ、当該犯罪に関わるあらゆる財産(any property)又はそのような財産から追跡可能なあらゆる財産は合衆国により没収される旨をその者に命ずるものとする(※2)。 (2)~(8) (略)</p> <p>(b) (1) 本条による財産の没収(forfeiture of property)(中略)は、(薬物犯罪に関する規定である)合衆国法典第21編第853条(同条第(d)項を除く。)の規定により規律される。 (2) (略)</p>
	<p>合衆国法典第18編 第1963条(罰則): RICO法(組織的犯罪等に関する規定)</p> <p>(a) 本章第1962条のいずれかの規定に違反した者は、何人も、本編の罰金刑若しくは20年以下の拘禁刑(当該違反が法定刑の上限に終身刑を含むラケットティアリング活動に基づくときは、無期拘禁刑)又はその両方の刑に処されるものとし、州法の規定にかかわらず、次に掲げるものは、合衆国により没収される。 (1) 第1962条に違反して取得し、又は保持した利益、 (2) その者が、第1962条に違反して、設立し、運営し、管理し、業務に関する行為を行い、又は業務に関する行為に関与した事業体(enterprise)に係るあらゆる (A) 権益(interest in) (B) 有価証券(security of) (C) 請求権(claim against)、又は (D) 当該事業体に対する影響力の源泉となるあらゆる種類の財産若しくは契約上の権利、及び (3) 第1962条に違反するラケットティアリング活動又は不法債権回収から直接又は間接に取得したあらゆる収益を構成し、又はそのような収益に由来する、あらゆる財産(any property)。 (以下略)</p> <p>(b) 本条による刑事没収の対象となる財産には、以下のものが含まれる。 (1) 不動産(土地に生育し、土地に固定され、及び土地にあるものを含む。)、並びに (2) 有形及び無形の人的財産(権利、特権、利益、請求権及び有価証券を含む。)</p>

<p>イギリス (※3)</p>	<p>犯罪収益の没収に関する規定は2002年犯罪収益法に設けられており、同法において犯罪行為から得た利益として回復可能額（没収命令において支払を命じる額）の算定上考慮される財産は、金銭、不動産、動産及び無形財産を含む全ての財産とされている（同法第84条）。</p> <p>2002年犯罪収益法 第6条（没収命令の発出） (1)~(3)〔刑事法院は、刑事法院で有罪判決を受けた者等について、検察官が手続開始を求め、裁判官もこれを適切と認める場合、刑事没収手続を開始しなければならないものとされている。〕 (4) 裁判所は、次のように手続を進めなければならない。 (a) 被告人が犯罪生活スタイルを有するかどうかを決定しなければならない。 (b) 被告人が犯罪生活スタイルを有していると判断した場合、被告人が犯罪行為一般から利益を得たかどうかを判断しなければならない。 (c) 被告人が犯罪生活スタイルを有していないと判断した場合、被告人が特定の犯罪行為から利益を得たかどうかを判断しなければならない。 (5) 裁判所は、(4)(b)又は(c)に基づいて被告人がこれらに規定された行為から利益を得たと判断した場合 (a) 回復可能額を決定し、及び (b) その金額の支払を要求する命令（没収命令）を発出しなければならない。</p> <p>第76条（犯罪行為と利益） (1)~(3) （略） (4) 犯罪行為の結果として又はこれに関連して財産を得た者は、犯罪行為から利益を得たものとする。</p> <p>第84条（財産：一般規定） (1) 財産とは、場所を問わず全ての財産を指し、以下のものを含む。 (a) 金銭 (b) あらゆる形態の不動産又は人的財産 (all forms of real or personal property) (c) 訴訟により実現可能な財産 (things in action) 及びその他無形財産又は無体財産</p>
<p>ドイツ</p>	<p>犯罪収益の没収を含む没収に関する一般規定は刑法典に設けられており、没収可能な財産の種類に限定はない。</p> <p>刑法典 第73条（正犯者及び共犯者における犯罪収益の没収） (1) 正犯者又は共犯者が、違法な行為により、又は違法な行為のために何か (etwas) (※4) を得たときは、裁判所は、その没収を命じる。 (2) 正犯者又は共犯者が、得られたものから用益を得たときも、裁判所は、その没収を命じる。 (3) 裁判所は、正犯者又は共犯者が、 1. 得られたものの譲渡により、若しくはその破壊、損壊若しくは剥奪の代価として、又は、 2. 得られた権利に基づいて 得た客体の没収も命じることができる。</p>
<p>フランス</p>	<p>犯罪収益の没収を含む没収に関する一般規定は刑法典に設けられており、没収可能な財産の種類は、全ての動産、不動産及び無形権とされている。</p> <p>刑法典 第131-21条 1 没収の補充刑は、法律又は規則の定める場合に科する。重罪又は1年以上の拘禁刑で処罰される軽罪については、別段の定めがなくとも当然に、没収の補充刑を科する。ただし、報道犯罪についてはこの限りでない。 2 前項の留保の下、没収は、その性質のいかんを問わず、単独所有か共有かを問わず、犯罪の実行に用いられたか用いられようとしたかを問わず、また、有罪宣告を受けた者が所有者であるかこれを自由に処分し得るかを問わず、全ての動産又は不動産に及ぶ。ただし、これにより善意の所有者の権利は害されない。 (以下略) 8 没収の補充刑は、同じ条件の下で、単独所有でも共有でもその性質のいかんを問わず、全ての無形権 (droits incorporels) に適用される。</p>

韓国	犯罪収益の没収に関する規定は犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律に設けられており、没収可能な財産の種類に限定はない。
	犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律 第2条（定義）この法において使用する用語の意味は次のとおり。 1 （略） 2 「犯罪収益」とは、次の各目のいずれか一つに該当するものをいう。 カ 重大犯罪に該当する犯罪行為により生じた財産又はその犯罪行為の報酬として得た財産（※5） （以下略）
	第8条（犯罪収益等の没収） 第1項 次の各号の財産は没収することができる。 1 犯罪収益 2 犯罪収益に由来する財産 3 第3条又は第4条の犯罪行為に関係する犯罪収益等 4 第3条又は第4条の犯罪行為により生じた財産又はその犯罪行為の報酬として得た財産 5 第3号又は第4号による財産の果実又は対価として得た財産又はこれらの財産の対価として得た財産、その他にその財産の保有又は処分により得た財産

(※1) 米国における財産の没収は、行政没収 (Administrative Forfeiture)、民事没収 (Civil Forfeiture)、刑事没収 (Criminal Forfeiture) の3つに分類されるが、ここでは刑事没収について記載した。

(※2) 人的財産 (personal property) とは、所有の対象となり、不動産に分類されないあらゆる可動の又は無形のもの (Any movable or intangible thing that is subject to ownership and not classified as real property) をいう (Black's Law Dictionary (11th ed. 2019))。

(※3) イギリスにおける財産の没収は、刑事没収 (criminal confiscation) と民事回復 (civil recovery) があるが、ここでは刑事没収について記載した。

(※4) 連邦通常裁判所 (刑事及び一般民事事件に関する最高位の裁判所) は、2017年7月27日付け決定において、「刑法第73条第1項にいう『得られた何か』とは、犯行によって実際に得られた利益の総体である。」旨判示した。

(※5) 「重大犯罪」とは、「死刑、無期又は長期3年以上の懲役や禁錮に該当する罪」及び「刑法」中の「有価証券、切手と印紙に関する罪」や「性風俗に関する罪」などの犯罪をいう。